

小規模な再生可能エネルギー発電事業に関するガイドライン

1 目的

再生可能エネルギー発電設備設置事業について、「松崎町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」の適用除外事業（比較的小規模な下記事業）についても、各地域が有する自然や景観特性を踏まえ、周辺環境等への一定の配慮が必要なことから本ガイドラインを策定する。

2 対象事業

(1) 太陽光

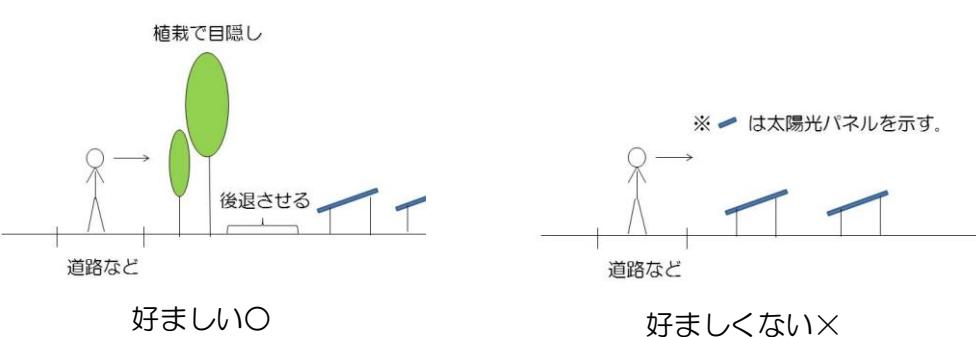
事業区域が1,000平方メートル未満である再生可能エネルギー発電事業（建築物に再生可能エネルギー発電設備を設置するものを除く。）

(2) 風力

事業区域が1,000平方メートル未満である再生可能エネルギー発電事業のうち、再生可能エネルギー発電設備の高さが10メートル以下であり、かつ、当該設備の高さが稜線を超えないもの。

3 設置方法

太陽光発電設備

色彩	太陽光パネルの色彩は、周辺の景観になじむよう明度・彩度が低いものか、黒色、濃紺色などで光沢や反射が少なく、模様が目立たないものを使用しましょう。
設置位置など	<ul style="list-style-type: none">歩行者、運転者や周辺の景観への影響のあるものは、敷地の境界からできるだけ後退させ、必要に応じて植栽などにより目立たないようにしましょう。主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、山並みや海岸線への景観を阻害しないよう、配置の工夫や植栽などにより目立たないようにしましょう。設置に際して地形変更などによる影響が、周辺へ生じないようにしましょう。騒音を発生する設備は、近隣に配慮した位置に設置しましょう。 <p>＜例示＞</p> 
自然環境への配慮	伐採や造成等を行う場合は、排水計画を立て土砂等が流出しないよう対策をしましょう。また、地形変更などによる影響が、周囲へ生じないようにしましょう。
設備の安全性など	設備の安全性は、所有者（設置者）等の責任となります。周囲に危険が及ぶことがないよう、適正な設置及び維持管理をしましょう。また、所有者や管理者等の連絡先を見やすい場所に表示して、緊急時に連絡が取れるようにしましょう。
附属設備など	パワーコンディショナや分電盤、送電柱などの附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するものを使用しましょう。撤去など発電中止時又は発電終了時には、発電設備は責任をもって撤去しましょう。

風力発電設備

色彩	風力発電設備（支柱及びプロペラなど）の色彩は、周辺の景観と調和するよう地域特性に応じて、ダークブラウン又はグレーベージュを使用しましょう。
設置位置など	<ul style="list-style-type: none"> 主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、山並みや海岸線への景観を阻害しないよう、配置の工夫や植栽などにより目立たないようにしましょう。 設置に際して地形変更などによる影響が、周辺へ生じないようにしましょう。 騒音、低周波音を発生する設備は、近隣に配慮した位置に設置しましょう。
設備の安全性など	設備の安全性は、所有者（設置者）等の責任となります。周囲に危険が及ぶことがないよう、適正な設置及び維持管理をしましょう。また、所有者や管理者等の連絡先を見やすい場所に表示して、緊急時に連絡が取れるようにしましょう。
撤去など	発電中止時又は発電終了時には、発電設備は責任をもって撤去しましょう。

（関連法）

- 小規模な再生可能エネルギー発電事業にあっても、個別法の適用区分を確認する必要があります。（主なものは下記のとおり。）

法令名	町所管課
農地法	産業建設課
農業振興地域の整備に関する法律	産業建設課
森林法	産業建設課
建築基準法	産業建設課
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	産業建設課
砂防法	産業建設課
土砂災害防止法	産業建設課
自然公園法	企画観光課
静岡県土採取等規制条例	企画観光課
文化財保護法	教育委員会

（その他）

- 造成工事等を伴う場合は、事業区域の近隣住民及び隣接地の所有者や下流域の漁業者（漁協）等に対し説明会を開催するなど、事業について理解を得られるように努めてください。
- 事業全体の計画及び実施については、資源エネルギー庁のガイドラインに基づいて進めてください。